

郵送にて6/12(金)必着
なるべく早めのご提出を
お願いいたします

NPO 法人助成事業
提出書類一覧

物件共通の提出書類

1. 助成申込書 (所定の用紙)

- ・手書きで記入してください (修正テープ等の使用可、訂正印は不要)。
- ・この紙の裏面にある「記入例」に従って記入し、記載もれがないようにしてください。
- ・コピーした用紙による提出は認めません。
- ・提出書類一式をファイル綴じにしたり、見出しラベルを貼ったりしないでください。

2. 申込説明書 (①～③の項目順に説明し A4 用紙 3 枚程度にまとめる。写真掲載可)

①法人と申込事業所について

- (1) 法人が設立された経緯
- (2) 申込事業所の事業内容…事業名 (例: 就労継続支援 B 型) を記した上で述べる。

②申込案件について

- (1) 申込案件が必要な理由 (具体的に)
- (2) 助成によって期待される効果 (具体的・定量的に。就労系は工賃目標額を必ず記す)
- (3) 申込案件の使用頻度 (予定)

③助成金が必要な理由

- (1) 自己資金で賄えない理由…今後数年の資金需要 (それに対する補助金の見込み額も記す)
- (2) 自己負担金をどのように捻出するか

(車両助成を希望される場合)

申込事業所の保有台数、車種、走行距離、取得年月、どこからの助成車であるかを一覧表にして別途添える。買い替えの場合、どの車の代わりとなるのか印をつけてください。

3. 申込事業所の事業内容がわかる行政書類の写し (現在有効なもの)

(例) 「障害福祉サービス事業者の指定 (更新) 通知書」等、障害福祉の事業を行っていることが確認できること。名称変更があった場合は、それがわかるようにしてください。

4. 要覧 (パンフレット等)

- (1) 法人全体についてわかる要覧
- (2) 申込事業所の要覧 ※記念誌や会報は不要です

5. 定款

6. 法人代表者の履歴書

7. 施設長 (に該当される方) の履歴書

} 形式自由、3ヶ月以内に作成されたもの

- (1) 氏名
- (2) 生年月日と年齢
- (3) 最終学歴
- (4) 主な経歴
- (5) 現職の就任時期を記載する。

8. 直近3ヶ年分の計算関係書類等 ※書類不備は審査対象外となりますので、ご注意ください。

法人全体の活動計算書、貸借対照表、財産目録、財務諸表の注記

9. 施設長さんへのアンケート (所定の A3 用紙 1 枚にまとめる)

ワードで作成する場合は、当基金 HP「よくあるご質問」から用紙をダウンロードして A3 で印刷する。

10. 駅から事業所までの案内図

必要により事前訪問することがあります。最寄り駅からの所要時間 (例: タクシーで〇分)、バスの行先及び下車停留所名もわかるようにしてください。

11. 誓約書 (所定の用紙) 裏面の注意事項についてもご確認の上、を入れてください。

建物新築・改修・増改築の場合の追加資料

12. 平面図・立面図・位置図・仕様書 等

特に改修・増改築の場合、既存図面と改修図面が必要です。改修部分を示したり、現状写真を載せたりするなどして、工事内容がよくわかるようにしてください。

13. 建築業者の見積書写し (設計事務所の見積書は不可)

- ・設計料、解体費用は助成対象外です。
 - ・契約を前提とした精度の高い見積書であり、ある程度の値引き額が含まれていること。
- ※助成決定後に大幅な値引きがあった場合、助成金を減額することがあります。

14. 賃貸借地契約書の写し (借家または借地の場合のみ)

申込時点で借家・借地契約 (新築を含む) が済み、建設地が確保できていること。

機器・車輛等の場合の追加資料

12. カタログ (複写やインターネット販売画面の印刷は不可)

- ・中古機器・中古車輛は助成対象外です。
- ・特注の機器はどのようなものかがわかる設計図や写真等。
- ・購入物件がすぐわかるように、付箋やマーキングによって示してください。
- ・分厚い総合カタログは申込物件のページを抜粋してご提出ください。

13. 業者見積書の写し

契約するつもりであらかじめ価格交渉をした、現時点で最も低価格な見積書。助成決定後に大幅な値引きがあった場合、助成金を減額することがあります。

(車輛の見積書について)

- ・販売店指定の注文書でも可。
- ・助成表示費用、付帯費用 (販売諸費用や保険料等) は助成対象外です。
- ・大きさは 29 人乗のマイクロバス以下とし、必要最低限の仕様車としてください。
- ・オプションと付属品は、利用者の安全上必要なものであれば助成対象とします。

(機器の見積書について)

- ・原則 1 物件ですが、関連機器 (1 つの限定された目的のために必要な機器のみ) に限り、複数物件も可とします。ただし 10 万円以下の機器は助成対象外です。

14. 定価表の写し

- ・機器・車輛ともに提出のこと。ない場合は販売店作成の定価証明書を付けてください。
- ・一覧表になっている場合は、購入物件がすぐにわかるようマーキングしてください。